

悪質商法から自分を守る

消費者トラブルを斬る

≫16

即決せず、きっぱり断る



岸田和俊 弁護士

場合、信販会社に支払うて下さい。その際、家族や友達に相談するのも良いでしょう。

悪質商法の被害に遭う確率は、次の点に注意すれば、ぐっと少なくなります。

まず、悪質商法は数十万円から数百万もの高額契約になるケースが多く、消費者が支払えないと言って断ろうとしても、大半の業者はクレジットカードによる支払いを勧めてきます。

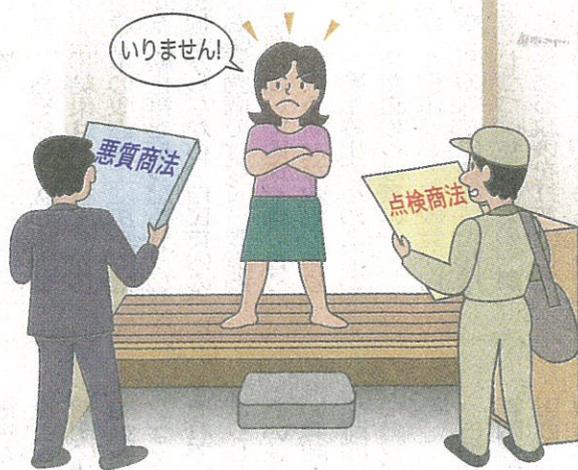
毎月二万円のペースで支払えば、一日あたりは約三百三十三円の負担で済みます。そこで、業者は「喫茶店で一日コーヒー一杯飲む程度のお金で払って頂けますよ」と、言葉巧みに消費者を勧誘するのです。

しかし、よく考えてみてください。たとえ一日当たりコーヒー一杯で済むにしても、三年も続くことになるのです。さらに、クレジットカードを利用する冷やしてから契約を考え

場ですぐに契約しないことも必要か、長期間のクレジットを組んでまで欲しい商品かなど、一度頭を消費者契約法により契約を取り消すことができま

業者が帰りたいと言ってもお店から帰してください。また、訪問販売の場合、契約してしまった後、約してしまつたら、消費者センターや弁護士などと相談してください。

（オフ）という意味です。もし、断り切れずに契約してしまつたら、消費者センターや弁護士などと相談してください。



島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)

—おわり—